

空き店舗活用補助金申請内容チェックシート

| チェック項目 | 内 容 | チェック | |
|--------------------------|---|--|--------------------------|
| ①開業する業種名 | 業種区分（業種は裏面の一覧を参照）： _____ 業 具体的な事業内容： | <input type="checkbox"/> | |
| ②3か月以上の空き店舗であることの確認 | 店舗の空き期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日 確認先（3か月以上の空き店舗であることを誰に聞いたか。いずれかに○） 家主 ・ 不動産仲介業者 ・ その他（ _____ ） | <input type="checkbox"/> | |
| ③開業する業種にかかる許認可の状況 | 許認可が必要な業種か（いずれかに○） 必要 ・ 不要（「不要」の場合は④へ） | <input type="checkbox"/> | |
| | (必要な場合) | すでに許認可を取得している 取得許認可名： _____ 取得年月日：平成 年 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| | | これから許認可を取得する（許認可の取得後報告すること） 取得許認可名： _____ 取得予定年月日：平成 年 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| ④営業時間 | 営業時間：週 _____ 時間（ _____ 時間/日× _____ 日） 営業時間が不均等の場合の算出方法 （ _____ ） | <input type="checkbox"/> | |
| ⑤商工会議所・商工会の入会状況 | 入会（予定）先：野田商工会議所 ・ 野田市関宿商工会（いずれかに○） 入会（予定）日：平成 年 月 日（予定）※入会后報告すること | <input type="checkbox"/> | |
| ◆以下は記入しないでください（市が記入します）。 | | | |
| 暴力団排除条例の適用 | 同条例の第2条第1号及び3号の規定に適合しないことの確認ができたか | <input type="checkbox"/> | |
| 提出書類及び確認事項 | 事業計画書：2年以上の事業展開が見込めるか | <input type="checkbox"/> | |
| | 賃貸借契約書（写）：店舗の所有者と申請者の関係が別表1に当たらないか | <input type="checkbox"/> | |
| | 空き店舗の位置図及び平面図：空き店舗の確認ができたか | <input type="checkbox"/> | |
| | 納税証明書：市税の未納はないか | <input type="checkbox"/> | |
| | 個人の場合：住民票等（野田市在住がわかるか） 法人の場合：定款 | <input type="checkbox"/> | |
| 家賃補助 | 1年目：賃貸借料月額×1/3=<34,000円 賃貸借料（月額） _____ 円×1/3× _____ 月= _____ 円 2年目：賃貸借料月額×1/4=<25,000円 賃貸借料（月額） _____ 円×1/4× _____ 月= _____ 円 3年目：賃貸借料月額×1/6=<16,000円 賃貸借料（月額） _____ 円×1/6× _____ 月= _____ 円 | <input type="checkbox"/> | |
| 改修費用 | 当該空き店舗が中心市街地内にあるか | <input type="checkbox"/> | |
| | 改修費用が明らかとなる見積書等の提出があるか | <input type="checkbox"/> | |
| | 申請額が別表2に規定する範囲内か（改修費×1/3=<40万円） 改修費用 _____ 円 ×1/3 = _____ 円 | <input type="checkbox"/> | |
| 家賃補助加算 | 当該空き店舗が中心市街地内にあるか | <input type="checkbox"/> | |
| | 家賃補助額と合算した額が賃貸借料を上回らないか （家賃補助額+17,000円）=<賃貸借料（家賃） 家賃補助額（月額） _____ 円+17,000円= _____ 円 | <input type="checkbox"/> | |

平成 年 月 日

チェック者氏名 _____

●業種一覧

| 業種名称 | | | |
|------|---------------|----------|-------------------|
| 農業 | 製造業 | 金融・保険業 | 複合サービス業 |
| 林業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 不動産業 | サービス業(他に分類されないもの) |
| 漁業 | 情報通信業 | 飲食店・宿泊業 | |
| 鉱業 | 運輸業 | 医療・福祉 | 公務(他に分類されないもの) |
| 建設業 | 卸売・小売業 | 教育・学習支援業 | |

●別表1

| 空き店舗の所有者の区分 | 申請者(賃借人)の区分 | 要件 |
|-------------|-------------|---|
| 法人 | 個人 | 1 申請者と空き店舗を所有する法人(以下「所有法人」という。)の代表者が同一人又は同居の親族(配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。)でないこと。 2 申請者と所有法人が雇用関係にないこと。 |
| | 法人 | 1 申請者である法人の代表者と所有法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 所有法人と申請者の代表取締役が雇用関係にないこと。 |
| 個人 | 個人 | 1 申請者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 申請者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。 |
| | 法人 | 1 申請者である法人の代表者と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 申請者である法人の代表者と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。 |

●別表2

| 補助対象経費 | 補助金の額及び補助限度額 |
|---|--|
| 空き店舗の賃借料(補助対象事業を開始した日の属する月の翌月から3年間の賃借料とする。) | 1年目 補助対象経費の3分の1以内の額。ただし、1月当たり3万4,000円を限度とする。 2年目 補助対象経費の4分の1以内の額。ただし、1月当たり2万5,000円を限度とする。 3年目 補助対象経費の6分の1以内の額。ただし、1月当たり1万6,000円を限度とする。 |
| 空き店舗の改修に要する費用 | 補助対象経費の3分の1以内の額(1店舗につき1回限りとし、40万円を限度とする。) |

《備考》

- 1 空き店舗の賃借料に係る補助限度額の年数の算定は、補助対象事業を開始した日の属する月の翌月からとする。
- 2 算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 空き店舗が併用住宅である場合には、補助対象経費は、店舗等及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出した額とする。
- 4 中心市街地において空き店舗を賃借する場合の補助金の額は、1月当たり17,000円を加算する。ただし、当該加算した額を合計した額が空き店舗の賃借料を超える場合にあっては、空き店舗の賃借料とする。